

## ＜4＞ 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

### ＜＜大学全体＞＞

全学、各学部、各研究科、各研究所とも、研究に関する方針ならびにそれに係わる中期目標を定めて、教員の資質向上・社会貢献を行っている。また、全学のハラスメント対策委員会に各学部から委員を出し、その防止に努めている。

本学では、教員の資質の向上を図るため、次のような方策を講じている。

#### ① 責任時間（責任コマ）

本学は、「教育職員授業担当規程」《資料Ⅲ-21》において、専任教員（外国人特任教員を含む）の授業担当責任時間は、通常5コマ（10時間）と定めている。ただし新任の教員については最初の1年間に限り3コマ（6時間）とすることができることとしている。

また、学部別（教授職）では、法学部 12.4 時間、経済学部 13.1 時間、経営学部 12.1 時間、外国語学部 17.2 時間、人間科学部 15.1 時間、理学部 29.2 時間、工学部 27.4 時間である《資料Ⅲ-4 No.8》。

以上のように、研究等資質向上に当てる時間がある程度確保しているが、大学院の担当時間を責任時間に含めていないので、主に大学院担当によって教員間の担当時間にばらつきが生じている。

#### ② 学会参加旅費の支給

教員の学会等出張旅費については、2013年度は、国外 36,642 千円（196 件）、国内 50,255 千円（1,109 件）となっている。これらのうち、国外の研究旅費については毎年、「海外学会等出張旅費」の大学共通経費として 21,000 千円を計上しており、当年度当初の総合学術研究推進委員会において審議の上、教員数、過去3年間の出張実績などに応じて各学部及び法務研究科に旅費を配分している。

国内学会への出張に対して年間2回まで（理学部、工学部は3回まで）、海外で開催される学会への出張に対して年間1回、学部の予算とは別途に支出している。

#### ③ 教員研究費の支給

研究に要する図書その他の物品の購入、学会会費等に当てることができる教員研究費を教員（教授から助手まで）1人年間30万円支給している。これは、「教員研究費使用規程」《資料Ⅲ-22》「教員研究費使用規程施行細則」《資料Ⅲ-23》「教員研究費使用に関する取扱い内規」《資料Ⅲ-24》により運用されている。

#### ④ 各種研修会等の実施

年度当初、新任教員を対象としたオリエンテーションを実施するとともに、複数回のFD研修会、コンプライアンス教育に関する研修会、ハラスメント防止に関する講演会及び学外の有識者による各種講演会等を随時実施している。さらに、災害や緊急の事態が発生した場合に、教員として適切に対処できるよう、毎年度、防災訓練及び避難訓練を実施する等、教員の資質向上に努めている。

#### ⑤ 在外・国内研究員制度、サバティカル制度

教員の研究時間及び研究活動に必要な研修機会を確保するために、在外研究員制度、国内研究員制度及びサバティカル制度を設けている。

在外研究員は、専任教員が海外において学術の研究・調査等に従事できる制度であり、「在外研究員規程」《資料Ⅲ-25》により運用されている。長期（6カ月以上～1年以内）

と短期（3カ月以内）があり、長期の場合は最高2,500千円、短期の場合は最高1,200千円支給されるが、経常費補助金の補助対象となると、支給が増額される。国内研究員は、国内において学術の研究・調査等に従事できる制度であり、「国内研究員規程」《資料Ⅲ-26》で運用されている。

サバティカル制度は、専任教員に対して日常業務から解放された研鑽の機会を確保する制度であり、「神奈川大学サバティカル制度規程」《資料Ⅲ-27》により運用されている。期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日の1年間としているが、適用者はサバティカル期間中、本学における講義その他の職務を免除され、学術研究に専念することができる。

#### ⑥ 教育貢献表彰制度

授業を通じた教育活動やその他の教育活動において特に優れた貢献に対して教育職員を表彰する制度を2011年度に創設した《資料Ⅲ-28》。各学部から推薦された教員からベストティーチャー賞（表彰状と副賞30万円）、グッドティーチャー賞（表彰状と副賞20万円）を審査委員会において選出し、受賞者は教職員、学生を対象に公開授業を行なっている。2014年度はベストティーチャー（1名）、グッドティーチャー（7名）が選出された。2014年度からは、受賞者のうち了解を得た者の公開授業を録画し、ホームページで公開しており、FD活動を推進するための本学独自の制度として定着している（<http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/improve/commend/index.html>）。

#### ⑦ 共同研究奨励制度

神奈川大学及び神奈川大学大学院における共同研究を奨励することによって、学術研究の進展を図るとともに、本学を国際競争力のある個性輝く大学として発展させることを目的として、共同研究奨励制度を設けており、「神奈川大学共同研究奨励規程」《資料Ⅲ-29》により運用がなされている。助成額600万円、研究期間3年を限度とし、研究代表者が学長に申請する。学長が主催する公聴会における研究計画の説明後、規程上の審査委員会で採否が決定される。研究期間中も、進捗報告の内容を審査し、年度ごとに研究継続の可否が決定され、共同研究終了後には、公開の場での研究成果の発表が義務づけられている。

#### ⑧ 学術褒章制度

専任教員の優れた業績に対して褒賞する学術褒賞制度を設けており、「神奈川大学学術褒賞規程」《資料Ⅲ-30》により運用がなされている。この制度では、教員の学術研究の著書（含む翻訳）、論文について（共同研究も同様）賞金50万円並びに表彰状を贈ることとしている。なお、受賞者は、研究成果発表会で、褒賞の対象となった研究について発表することとしている。2011年度は2名、2012年度は2名、2013年度は1名がそれぞれ受賞している。

#### ⑨ 出版助成

本学の研究成果の社会還元と学術研究の推進を目的として、専任教員が専門に関する著作を出版するときその刊行にかかる費用を助成する出版助成制度を2013年度に設けた。助成は、若手研究者助成（300万円限度、直接経費を助成）と一般助成（100万円限度、費用の2分の1以内を助成）の2種類あり、若手研究者の育成を推進している。なお、助成を受ける出版図書は、本学が指定する出版社において作成するものとし、発行者（出版者）を「神奈川大学出版会・出版委員会」とすること等の条件が付されている。

本制度を施行した初年度である 2013 年度は、若手研究者助成 1 件、一般助成 2 件（内 1 件辞退）を採択した《資料Ⅲ-31》。

#### ⑩ 科学研究費申請奨励研究費

研究の活性化を図るための支援の一つとして、科学研究費助成事業への積極的な申請を支援するため、2012 年度から科学研究費申請奨励研究費の制度を設け、実施している。

この制度は、科学研究費に申請して不採択になった場合、翌年度再申請の意思を有する研究者に対して重点的に支援することにより、科学研究費の採択率の向上と本学の学術研究活動の充実を図ることを目的としており、「神奈川大学科学研究費助成事業に係る申請奨励研究費規程」《資料Ⅲ-32》により運用がなされている。支給額は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から開示される評価が「A」の場合 20 万円、「B」の場合 10 万円となっている。

#### 《1 法学部・法学研究科》

教員の研究者としての質の向上については、本学部専任教員が全員所属する法学研究所の諸事業によっている。地域社会との連携を重視した年次ワークショップなどの形でのプロジェクト、所員間の研究上の交流を促進するための法学研究所懇話会を新たに立上げた。また、所員の発意によって取り組む共同研究について、「研究プロジェクト型」と「研究交流型」とに類型化し、それぞれにふさわしい財政的支援の仕組みがある（共同研究に関する申合せ）。

法学部所属教員が研究成果を発表するための媒体として、『神奈川法学』（神奈川大学法学会、年 3 回発行）と『神奈川大学法学研究所研究年報』（神奈川大学法学研究所、年 1 回発行）が刊行されている。2 年に 1 回、研究活動の実績を提出し、これを冊子にまとめて所員に配付することを申し合わせ（法学研究所 研究活動にかんする情報の共有についての申し合わせ）、これに基づき、「2012～2013 年度 研究活動の実績」がとりまとめられた。法学部所属教員の過去 5 年間（2009～2013 年度）の研究業績数は、著書 78 冊（単著 24 冊、共著 54 冊）、論文 171 本（単著 164 本、共著 7 本）、その他 168 点（単著 151 点、共著 17 点）である《資料Ⅲ-33》。

#### 《2 経済学部・経済学研究科》

教員の研究者としての質の向上については、著書或いは論文執筆、及び学内外の学会活動などへの支援を中心に行われている。その結果、専任教員 54 名（2013 年）が、2009 年から 2013 年までに発表した学術論文は、本学の経済学会研究機関誌『商経論叢』には 87 編、経済貿易研究所の『経済貿易研究』には 24 編であった。また学外の学会誌への投稿や学会発表も数多くある。著書は、この 4 年間で 73 冊出版されている。さらに経済学会で発行しているディスカッション・ペーパーは 22 編発刊されている。そして経済貿易研究所年報『経済貿易研究』の巻末に、各教員の 1 年間の研究業績を掲載し社会に公開している。2013 年度に行われた研究会、講演会は経済学会主催のものが 11 件、経済貿易研究所主催が 2 件（いずれも外部講師によるもの）あり、その他に学内者（教員・院生）の発表も行われている。

#### 《3 経営学部・経営学研究科》

経営学部の研究成果の公表は、年 2 回（10 月と 3 月）刊行される学部内紀要『国際経営論集』（専任教員と非常勤講師に投稿資格がある）が中心となっている。このほかに、同

じく学内紀要である『麒麟』（年1回、3月刊行）がある。これまで『麒麟』は学部文科系教員の特定研究会のメンバーに限定されていたが、2013年度より、投稿者をひろく学部教員に開放し、あわせて学部紀要としての性格付けを明確化した。経営学部専任教員の研究業績の通りである《資料Ⅲ-3 No.67》。

2014年度後期からは、週末に地域からの企業や団体の訪問客への対応をする準備も整え、産学連携の基盤作りに着手している。教員が自らの研究と教育を地域と連携させるプロジェクトも計画中である。

ハラスメント防止については、理学部と合同でハラスメント防止のガイダンスを行っており、かつ、ハラスメント専門相談員の存在を学生に周知徹底すべく、学部の授業の行われる各棟に掲示している。

#### 《4 外国語学部・外国語学研究科》

教員の資質の向上に関しては、共同研究による相互啓発に加え、公開講演会等の開催、全学FD委員会による諸活動への参加を通じて、その維持向上に努めている。

外国語学部専任教員（特任教員を含む）を全体として見た場合、研究活動は根拠資料《資料Ⅲ-34》に示すように活発である。いずれも2009年度以降、過去5年についての集計であり、研究活動は根拠資料《資料Ⅲ-34》中の表2の研究分野分類は、科研費の「細目」分類によっている。この分類によれば、たとえばスペイン語学は「言語学」に分類され、中国近代史は「アジア史・アフリカ史」に分類される。著書については、国内の学術出版社から出版されている他に、外国の学術出版社から、外国語により出版されていることに注目してよい。学術論文についても、国内の学会誌に掲載されている他に、*Notes & Queries*, *TESOL*, *Journal of Pragmatics* など欧米の学会誌にも掲載されている。研究発表についても、国内で開催される各種学会はむろんのこと、アジア・欧米などの各地で開催される学会でもなされている。

外国語学部教員に関わる学内の紀要類として、『言語研究』（言語研究センター、年1回）『人文学研究所報』（人文学研究所、年2回）『人文研究』（人文学会、年3回）があるので、本学部教員は学内の研究成果発表場所にも恵まれている。これらの紀要類は冊子版だけでなく、「神奈川大学学術機関リポジトリ」により公開されている。

学会活動については、専門領域の学会で副会長を務める者1名、理事を務める者5名、評議員を務める者2名がある。また、中学校・高等学校等の現職英語教師の指導力向上のための研修講師を務めた者3名があることも注目してよい。

#### 《5 人間科学部・人間科学研究科》

科研費などの外部資金獲得等を通じて研究の活性化を図っており、研究拠点形成の一環としてプロジェクト研究所を立ち上げ、学外の研究者との共同研究を展開している。

本学部・研究科所属教員（33名、うち特任5名）の研究成果の発表状況をまとめると根拠資料のとおりである《資料Ⅲ-35》。過去5年間の実績では、196編の著書・論文と141件の学会発表や講演が行われている。コースの研究領域の特性により、成果の公表形態に違いはあるものの、全体的には活発な研究活動が行われていると判断できる。これら研究成果は、所属教員による国際シンポジウムの開催などでも公開されている《資料Ⅲ-36》。

教員間における連絡調整については、毎月2週の水曜日に学部全体の教授会が開催される。出席状況は良く活発な意見交換が行われている。その他、各コース単位で定例の会議

が設けられており、学部運営、カリキュラムや時間割の調整、個々の学生の状況など、様々な問題について話し合いが行われている。各コースでの議論は、学部長と各コース主任から構成される主任会議で報告され学部としての意見の集約や課題が共有されている。また必要に応じて、学部長の発議の下に教授会での承認を経て、将来構想やカリキュラムに関する委員会が設置され、議論の結果を教授会にフィードバックする体制が設けられている。さらに年に一度、合宿形式の研修会を実施し学部の様々な課題について集中的な議論を行っている。

#### 《6 理学部・理学研究科》

国内外の学会への参加が奨励されているだけでなく、学内での教員の専門分野のシンポジウム（平塚シンポジウム）や講演会（舎密会）で研究の質の向上も図られている《資料Ⅲ-37》。さらに、2014年度から理学部談話会を概ね月1回開催しており、授業内容や研究活動に関する発表とディスカッションを行い、専任教員相互の啓発の場としている。

これまで毎月の水曜日の3限から開始されていた教授会を4限から開始することによって生じた時間帯を利用して、学校医やカウンセラーによる健康管理やハラスメント防止に関する啓蒙活動が、定期的かつ効果的に実施されるようになった。学外への活動として、高大連携に関わる行事だけでなく、平塚テクノフェアなど地元の産官学に関連した行事にも、教員が積極的に参加し、資質の向上に役だっている。これ以外に、研究成果をイノベーション・ジャパン、テクニカルショウ・ヨコハマなどの展示会で公表している（過去5年間で25件）。

過去5年間の研究業績として、著書、学術論文、その他（主として学会発表）に分類し、学科・専攻ごとにまとめたものを根拠資料に示す《資料Ⅲ-38》。研究業績は年々向上している。

科学研究費申請奨励研究費に対して、本学部・研究科の教員からの応募が、2012年度6件、2013年度9件あった。

#### 《7 工学部・工学研究科》

授業などの負担は、責任授業（責任コマ）として学部の授業5コマ（10時間）が設定されている、工学部の場合、学部で6コマ程度が標準であり、大学院の授業負担を併せるとやや過重であるが、それでも学会等の学外の委員会に参加する時間は通常確保でき、学会を主導する活動に参加できる状況にある。

組織の枠を越えた共同研究及び、学際的な研究を進めるために、工学研究所共同研究、工学研究所プロジェクト研究の制度によって推進されている。前者は、工学研究所共同研究の方針及び工学研究所共同研究に関する内規によって実施されている。後者は、学内及び他大学の教員、企業の研究者を客員教授《資料Ⅲ-39》、客員研究員、特別研究員として招聘し実施しており、工学研究所プロジェクト研究の方針《資料Ⅲ-40》によっている。

発表された論文等は、『工学部報告』にまとめている。

#### 《15 歴史民俗資料学研究科》

教員の社会貢献としては、大学市民講座の一環として大学院歴史民俗資料学研究科主催講座を毎回（前期・後期）、歴史、民俗のテーマで、本研究科専任教員が熱心に担当している。地域貢献・ボランティア理解では、本研究科では日本常民文化研究所と一体になり、気仙沼大島被災資料救出ボランティア活動を2011年3月11日の東日本大震災以来展開し

ている。これまでの活動は4年間で、本研究科のほとんどの教員が参加し、99人の本研究科大学院生が参加している。

#### 《16 法務研究科》

教員の研究・社会活動の活性化を図る方策として、本研究科の紀要『神奈川ロージャーナル』を毎年1冊のペースで刊行し、そこに専任教員の論説、判例評釈等を掲載するほか、同誌に「専任教員の研究・社会活動報告」欄を常設して、定期的にその活動を公表している。